

2021年11月17日

株式会社 ZEALS

代表取締役 清水 正大

問合せ先： 03-5719-2133

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
清水正大	4,528,000	35.54
株式会社フリークアウト・ホールディングス	3,107,200	24.39
ジャフコ SV5 共有投資事業有限責任組合	2,714,000	21.30
株式会社サイバーエージェント	920,000	7.22
ジャフコ SV5 スター投資事業有限責任組合	490,000	3.85
YJ3 号投資事業組合	324,000	2.54
FreakOut Shinsei Fund 1号投資事業有限責任組合	216,800	1.70
株式会社ウィルグループ	212,000	1.66

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人	1名

数	
---	--

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松田 昭博	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田 昭博	○	—	<p>社外取締役松田昭博氏は、金融機関において取締役として経営に携わっており、会社経営及び企業統治に対する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p>松田昭博氏は、新株予約権を 500 個(新株予約権の目的となる株式の数 2,000 株)保有しておりますが、その他に当社と松田昭博氏との間には、人的関係、資金的関係または取引関係等特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる</p>

			恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--	----------------------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名以上
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者、監査役および会計監査人との三者ミーティングを定期的に行い、監査の状況や課題認識、必要情報の共有を行っております。今後も継続して三者ミーティングを行うことで、監査の有効性と効率性の向上を図ります。
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
村田 晃宏	他の会社の出身者														
猪木 俊宏	弁護士										△				
佐々木 翔平	他の会社の出身者														

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 晃宏	○	———	<p>社外監査役村田晃宏氏は、事業会社において事業収支管理や人材マネジメント等を統括する経験を有する等、経営財務全般に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。</p> <p>また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
猪木 俊宏	○	<p>社外監査役の猪木俊宏氏は、当社の法務関連業務の顧問契約先でありましたが、2020年10月に顧問契約を解除しており、当該解除後は特に関係を有していません。</p>	<p>社外監査役猪木俊宏氏は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。</p> <p>猪木俊宏氏は、2016年7月より当社の株式を14,000株保有しておりますが、2021年3月末において持分比率は0.44%と僅少であります。</p> <p>なお、同氏は、当社の法務関連業務の顧問契約先でありましたが、2020年10月に顧問契約を解除しており、当該解除後は特に関係を有していません。</p> <p>その他に当社と猪木俊宏氏との間には、人的関係、資金的関係または取引関係等特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員とし</p>

			て指定しております。
佐々木 翔平	○	——	<p>社外監査役佐々木翔平氏は、事業会社において事業収支管理や経理財務業務等を統括する経験を有する等、経営財務全般に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。</p> <p>また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社の継続的な成長および企業価値の向上と、付与対象者の受ける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。</p>
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社の継続的な成長および企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として導入しております。</p>
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。</p>
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、株主総会の決議により取締役及び監査役の報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会が代表取締役に一任して決定しております。また、各監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートはコーポレート本部が行っております。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。常勤監査役からは会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### a.取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。独立役員としては松田昭博氏を招聘し、より広い視野に基づいた価値創造、及び経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする経営体制を推進しております。また、取締役会は、原則月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法定その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。

### b.監査役会

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名(社外監査役3名)で構成され、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、弁護士経験者等であり、知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見表明を行っております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受などを行う他、常勤監査役は実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

### c.内部監査

当社の内部監査は、内部監査担当者2名が担当しております。内部監査担当者は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のために指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。

### d.会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社

監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社間に特別な関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。また、日常的に業務を監視する体制として代表取締役が任命した担当者 2 名による内部監査を実施しています。これらの各機関が相互に連携し、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保することが、当社の持続的発展に有効であると考えているため、現在の体制を採用しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めるとともに、当社ホームページに掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、可能な限り集中日を避け、アクセスの良い場所にて開催してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では未定ですが、将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では未定ですが、将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では未定ですが、将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社 IR サイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開	上場後は、個人投資家向け説明会を定期的を開催することを計画しております。	なし



催		
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向け説明会及び個別ミーティングを開催し、業績や経営方針等の説明を行うことを予定しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後の株主構成等を考慮した上で、実施を検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内に IR サイトを設置し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部を担当部署とし、取締役コーポレート本部長を IR 活動の推進責任者とする予定です。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程、会社情報のウェブサイト掲載等マニュアル及びフェア・ディスクロージャー・ルールマニュアルにおいて、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IR 活動の基本方針として株主、投資家、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要であると考えております。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
  - (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - (4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - (5) 社内外の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
  - (6) 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、懲罰委員会による処罰の対象とする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
  - (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - (2) 情報管理諸程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
  - (2) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
  - (2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
  - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
  - (2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
  - (3) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。ま

た、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

(2) 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

(2) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

(2) 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。

(3) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

(4) 監査役は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図る。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底しております。

反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

社内体制としては、反社会的勢力に対する業務を所管する部署はコーポレート本部（取締役コーポレート本部長）とし、不当要求等に対する対応部署への速やかな通報や外部専門機関への相談など実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しています。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

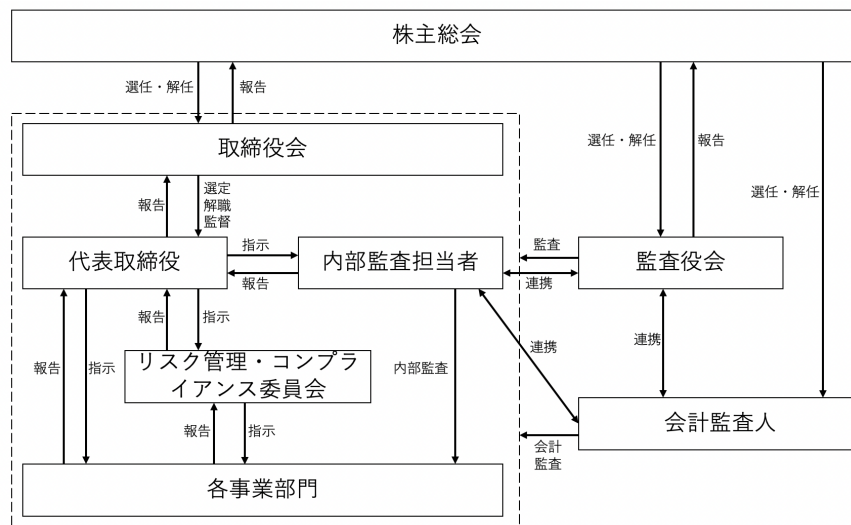
該当項目に関する補足説明

—

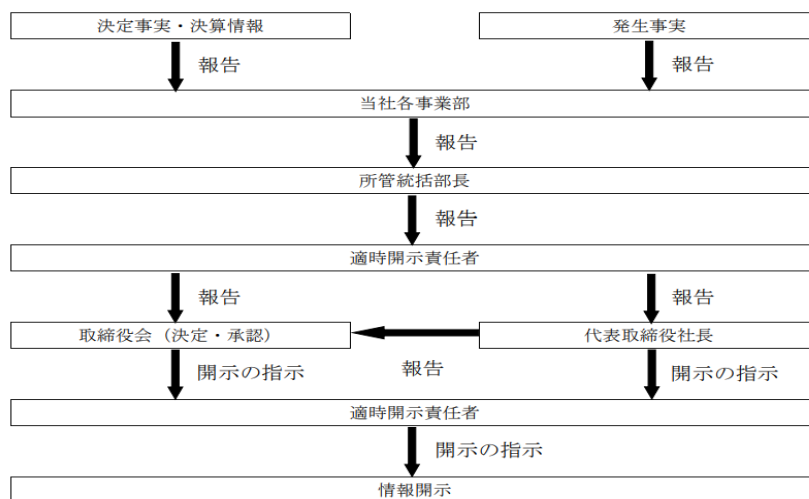
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上